平成２３年（フ）第１２９４号
広島市西区庚午中４丁目18番20―201号
債務者　中田　昌子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２号
北海道小樽市桜５丁目１番221号　桜団地２、前住所北海道小樽市富岡２丁目11番10号
債務者　植田　陽子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７２号
秋田県大館市東台２丁目１番48－４号　グリーンハウス102号、現居所宮城県仙台市宮城野区鉄砲町205－２　ＮＡＳＩＣ仙台東口207号、前住所秋田県大館市釈迦内字街道上39番地４
債務者　藤嶋富士子（旧姓安永）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２１６号
福島県伊達郡川俣町小綱木字葭ヶ入13番地
債務者　佐々木　昇
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
千葉市緑区土気町1311番地14
債務者　久保秋京子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
栃木県真岡市清水367番地１
債務者　大島　雅史
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第１９号
栃木県真岡市清水367番地１
債務者　大島　麻衣
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第４６９号
石川県野々市市高橋町３番48号　カナディアンビレッジ高橋町Ｂ102号室、従前の住所金沢市東力２丁目39番地２
債務者　堀　　貞昭
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７７号
金沢市円光寺１丁目15番３号　スタジョーネ105号室、従前の住所富山県高岡市五十里東町24番地
債務者　大門　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
福井市宝永１丁目38番３号
債務者　澤田　美紀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
福井県鯖江市北野町２丁目24番13号
債務者　姉崎　順子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
福井市光陽２丁目６番20号　パークサイド岡本203号室
債務者　向出　喜一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
福井市光陽３丁目６番21号　ハイム江端503号室
債務者　須貝　賢一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
福井市河合勝見町第28号10番地
債務者　水戸守　恵
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
福井県坂井市三国町池上第90号22番地
債務者　橋本　美幸
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
福井市大東２―４―22　パサージュ絵夢Ｂ棟102号室、住民票上の住所福井市新保１丁目808番地　クレストデュオ403
債務者　木戸　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
福井市冬野町第25号32番地
債務者　山本　玉代
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係